

組合つぶしを狙った雇用継続拒否の不当労働行為性を認め 名古屋高裁での公正な判決を求める要請署名

有料老人ホーム「サニーライフ豊橋」で看護師として働く瀬瀬多津子さんは、施設長のパワーハラスメント、介護士・看護師の人手不足による劣悪な職場環境を改善し、利用者にもよい介護を提供出来る職場にしたいと、「サニーライフ豊橋労働組合」を結成し、その執行委員長として活動してきました。会社側は、結成直後から労働組合を敵視し、組合結成通告の翌日に、本社幹部が組合役員と面談し、即日自主退職に至らせるなど、様々な組合攻撃をしてきました。その中でも、瀬瀬さんが職場において親身に労働者の相談や悩みを受け止め、それを労働組合の要求として掲げて団体交渉を行うなど活動することを通じ、労働組合員は着実に増えていました。

また、「サニーライフ豊橋」では全国の他の介護施設同様、人手不足が顕著です。とくに看護師は、瀬瀬さんが定年を迎える直前、瀬瀬さんを含む2名という最低限の人員しか確保できていませんでした。サニーライフでは、定年後再雇用されたフルタイム労働者は80歳までの自動更新が保障され、パートタイマーは雇い入れの年齢に上限がありません。その状況において、瀬瀬さんは、定年後、希望すれば当然に継続雇用されると考えていました。実際、瀬瀬さんと同時あるいはその後に定年を迎えた職員は、労働者が定年後も働いて良いという場合には、継続雇用されています。

ところが、2021年3月、会社は明確な理由なく、瀬瀬さんの継続雇用を拒否しました。

瀬瀬さんという労働組合活動の柱を失い、労働組合の活動は縮小し、組合員も減ってしまいました。瀬瀬さんはなんとか職場に戻りたいと、2022年2月7日、名古屋地方裁判所豊橋支部へ、地位確認等を求めて提訴しました。これに対し、会社側は、訴訟に至ってから団体交渉で触れてこなかったにもかかわらず瀬瀬さんの就労状況に問題があったという主張や、実態に反して定年後継続雇用は会社の完全な裁量であるとの主張を展開しました。定年後継続雇用の慣習はないという会社の言い分を受け、2024年3月19日、原告の請求を棄却する判決が言い渡されました。

全国150の事業所をもつサニーライフでは、パワハラや退職強要などが相次ぎ、愛知県外からも相談が相次いでいます。もの言う職員を排除するサニーライフの体質を司法が認めてしまったら、労働者も利用者も守られません。そのため、瀬瀬さんは地裁判決に対して控訴しました。

名古屋高等裁判所におかれましては、事実関係を適正に把握し、会社の労組嫌悪・不当労働行為性を見抜いた公正な判決を求めます。

名 前	住 所

※この署名用紙は裁判所に提出する以外の目的で利用されることはありません。

【取扱団体】 サニーライフ労働者を守る会

【連絡先】 〒456-0006 愛知県名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館本館 403

愛知県医療介護福祉労働組合連合会(愛知県医労連) 電話 052-886-6955 FAX052-883-6956